介護老人保健施設 大和三山 料金表

「強化	化型」

				ニット型個		ルーボー	ス 弗 田	/ # '黑 /		
1 /				<u>- ツァモル</u>	室利用	に要す	<u>る費用</u>	(共通)		
介護 🥻	介護保 険負担	利用者負担段	①介護サービス費	②滞在費	③食費	④おやつ	⑤日常生活 費	⑥教養娯楽 費	日額	月額(円)
度	陝貝担 割合	階	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	30日計算例
ا ـــا		割第4段階	3,267	3,000	2,090				8,857	265,710
要於	2割	第4段階	2,178	3,000	2,090				7,768	233,040
誰		第4段階	1,089	3,000	2,090	100	200	200	6,679	200,370
護」	1割	第3段階		1,310	650				3,549	106,470
		第2段階		820	390				2,799	83,970
l (第4段階	3,100	3,000	2,090			200	8,690	260,700
要介護	2割	第4段階	2,067	3,000	2,090				7,657	229,710
誰		第4段階		3,000	2,090	100	200		6,624	198,720
4	1割	第3段階	1,034	1,310	650				3,494	104,820
		第2段階		820	390				2,744	82,320
l <u></u> [3割	第4段階	2,927	3,000	2,090				8,517	255,510
要介	2割	第4段階	1,951	3,000	2,090		200	200	7,541	226,230
誰		第4段階	976	3,000	2,090	100			6,566	196,980
護」	1割	第3段階		1,310	650				3,436	103,080
		第2段階		820	390				2,686	80,580
l		第4段階	2,738	3,000	2,090		200	200	8,328	249,840
安	2割	第4段階	1,826	3,000	2,090				7,416	222,480
要介護 2	1割	第4段階	913	3,000	2,090	100			6,503	195,090
2		第3段階		1,310	650				3,373	101,190
		第2段階		820	390				2,623	78,690
	3割	第4段階	2,513	3,000	2,090	100	200	200	8,103	243,090
要流	2割	第4段階	1,675	3,000	2,090				7,265	217,950
■藿┃	第4段階 1割 第3段階 第2段階		838	3,000	2,090				6,428	192,840
1 1				1,310	650				3,298	98,940
		H + H A	820	390				2,548	76,440	

^{*} 食費は1食以上提供した場合に日額を計上します

^{*}介護保険負担割合証にて負担割合を確認させていただきます。

その他の費用				
電気代	大型家電	電気毛布・電気アンカ・テレビ等	30円/日	
	小型家電	携帯電話・電気カミソリ・ラジオ等	10円/日	
洗濯代	業者洗濯	ネット	700円/回(消費税別途)	
理美容代	事前予約部	制 顔そりは別途料金300円	2,000円/回	

	加算費用	(m)
	川昇	(円)
短期集中リハビリテーション実	佐加笛/口	25 244
		244
若年性認知症入所者受入加第		122
在宅復帰・在宅療養支援機能		35
在宅復帰。在宅療養支援機能		47
外泊時費用(1か月6日限度)/		368
	■ 、介護老人保健施設より提供される在宅サービスを利用した場合1か月	812
<u>に6日を限度に所定単位数に代えて)/日</u> クー・ミナ 川・加一笛(1) (万・1	上日以前4日~30日)/日	163
ターミナル加算(1)(死1 ケア加算 ターミナル加算(2)(死1		832
ターミナル加算(3)(死1		1.674
初期加算(入所日から30日以		31
再入所栄養連携加算(一人に		406
入所前後訪問指導加算(I)/回	26「日限及//日	457
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)/回		487
試行的退所時指導加算	·/미	406
退所時情報提供加算/[507
等支援 等力算 退所前連携加算/回		507
訪問看護指示加算/回		305
栄養マネージメント加算/日		15
低栄養リスク改善加算 /月		305
経口移行加算/日		29
経口維持加算(I)/月		406
経口維持加算(Ⅱ)/月		102
口腔衛生管理体制加算/月		31
口腔衛生管理加算/月		92
療養食加算/食(1日3食を限度とする1食を1回とする)		7
かかりつけ医連携薬剤調整加算/日(1人につき1回程度)		127
^{緊急時施設} 緊急時施設療養費(月3	3日限度)/日	526
_{所定疾患施設} 所定疾患施設療養費(I)(月7日限度)/日	243
^{療養費} 所定疾患施設療養費(Ⅱ)(月7日限)	度)/日(治療に至った根拠を示した場合)	487
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)/日		203
認知症情報提供/回		355
地域連携診療計画情報提供加	1算/回	305
褥瘡マネジメント加算/月(イ(1)、ロ(1)を	算定する場合のみ	11
排せつ支援加算/月		102
サービス提供体制加算(I)イガ	↑護職のうち介護福祉士60%/日	19
ス提供 サービス提供体制加算(1)ロ か	ト護職のうち介護福祉士50%/日	13
化加算	総数のうち常勤の占める割合75%/日	7
サービス提供体制加算(皿) 入所者様に直持	サービスを提供する職員のうち勤続3年以上が30%/日	7
介護職員処遇改善加算		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数×29/1000 ↑護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数×16/1000 過改善加算(Ⅲ) 所定単位数×16/1000		
介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数×21/1000		
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	善加算(Ⅱ) 所定単位数×17/1000	

^{*}第1段階~第3段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

^{*}地域加算制度について、介護保険制度では地域加算として介護報酬につき介護サービス費及び加算項目は「10.14」の係数を乗じた額の1割または2割負担となります。